

[資料] フランス債務法及び時効法改正草案構想 (avant-projet) —カタラ草案—試訳 (4・完)

上 井 長 十

第3節 責任の効果

第1款 原則

1367条

賠償債権は損害の発生日に、または、将来の損害についてはその確実さが明確になった日に生じる。

1368条

賠償は裁判官の選択により現物賠償の形式か損害賠償の支払いの形式を採用することができる。この二つの方法は、損害 (préjudice) の完全な回復を保障するために、併せて (se cumuler) 求めることができる。

§ 1 現物賠償 (réparation en nature)

1369条

裁判官が現物賠償の形式を命じた場合、この方式は独自に損害を除去し、削減し、または填補することに適応しなければならない。

1369-1条

第1項 損害が悪化するか、繰り返されるか、永続しうる場合、被害者の求めにより、裁判官はこれらの結果を回避することに適したあらゆる方法を命じることができる。そこには、必要な場合は損害をもたらす行為を中止す

ることが含まれる。

第2項 裁判官は同様に被害者に対して、被害者自身が責任者の費用負担でこれらの方法を採用することを認容することができる。責任者に必要な金額をあらかじめ填補させることができる。

§ 2 損害賠償 (dommages-intérêts)

1370条

反対の規定もしくは約束がある場合は除き、損害賠償の支払いは被害者をもし損害をもたらす所為がなければその者があったであろう状況に可能なかぎり置くことを目的として持たなければならない。それにより被害者に損失も利益ももたらしてはならない。

1371条

明らかな故意に基づくフォート、とりわけ営利に関するフォートを犯した者には、填補賠償のほかに、懲罰的損害賠償を填補させることができ、そえゆえ裁判官は部分的に国庫に利益をもたらすことをする資格を有する。このような損害賠償を与える判断はとくに正当化根拠を要し、その額は被害者に認めたそのほかの損害賠償の額と区別しなければならない。懲罰的損害賠償に保険を付すことはできない。

1372 条

裁判官は、合理的に予見可能な展開と、価値と内容に影響しうるあらゆる事情とを考慮して、判決を行った日に損害 (préjudice) を評価する。

1373 条

被害者が、確実に合理的で均衡がとれた方法で、その損害 (préjudice) の範囲を縮減できる、または、拡大を避けられる可能性があった場合、填補の額を縮減する方法でその不行使を考慮に入れることになる。ただし、諸方策が身体の完全性を侵害する性質を持っている場合は除く。

1374 条

裁判官は、考慮する申し立てられた損害 (préjudice) を項目ごとに区別して評価しなければならない。ある損害 (préjudice) の項目について請求を棄却する場合、裁判官はその決定について特別に理由を述べなければならない。

1375 条

被害者が、ある損害 (préjudice) 項目がその者の請求の目的とはなっていないと、または、その者の損害 (dommage) が拡大したと証明した場合、万一の場合は新しい訴えの開始により、被害者はいずれにせよ補足の賠償を取得することができる。

1376 条

損害賠償金は、1379-3 条に該当しないかぎり、裁判官の選択により一時金または定期金の形で支払われる。

1377 条

裁判官が、損害賠償を特別な補償手段に充当することを正当化される特別な事情がある場合を除き、被害者は、取得した金額を自由に処分することができる。

§ 3 複数の責任者の影響

1378 条

第 1 項 同一損害 (dommage) のすべての責任者は、連帯して賠償の責任を負う。

第 2 項 すべての共同行為者 (co-auteurs) が負担する責任が、証明されたフォートに基づく場合は、それぞれの寄与は各自のフォートの重大さに比例する。

第 3 項 共同行為者のいずれも上記の場合でないとき、各自はすべて同じ割合で寄与する。

第 4 項 さもなければ、寄与は、被害者により証明された、または、単に争訟の機会に証明されるフォートによる共同行為者のみが、各自のフォートの重大性に比例して負担する。

1378-1 条

第 1 項 近親者が保険により保証されておらず、かつ、被害者と訴えにおける被告とが維持する生活共同体を理由に訴えにより直接にまたは間接に被害者が権利として有する賠償を被害者から奪うことになる場合、被害者の近親者 (proche) への寄与の訴えは受理されない。

第 2 項 直接の被害者の相続財産に対して、またはその被害者の保証業者に対し

- て行使された損害賠償義務者の訴えも同様に受理されない。
- 第2款 特定の損害 (dommage) 項目の賠償に関する特別規定
- § 1 身体の完全性への侵害により生じた損害 (préjudice) の賠償に関する特別規定
- 1379 条
- 第1項 身体の完全性に対する侵害の場合、被害者は、生理的損害 (préjudice fonctionnel)、忍耐による苦痛、美的損害 (préjudice esthétique)、固有の娯楽 (agrément) に関する損害、性 (sexuel) に関する損害、定着 (établissement) に関する損害のような非経済的、個人的損害 (préjudice) の賠償と同様に、とりわけ実際の支出、将来の出費や喪失した収入、失った利益に対応する経済的損害 (préjudice) と職業的 (professionnels) 損害の賠償についての権利を有する。
- 第2項 間接 (par ricochet) 被害者は、愛情 (affection) や協同 (accompagnement) についての個人的な損害 (préjudice) と同様に、様々な出費と収入の喪失に基づく経済的損害 (préjudice) についての賠償の権利を有する。
- 第3項 裁判官は、賠償させる経済的損害または個人的損害のそれぞれを、その判決において区別しなければならない。
- 1379-1 条
- 生理的損害 (préjudice fonctionnel) の大きさは、デクレにより定められた傷病計算表 (barème d'invalidité) により決定される。
- 1379-2 条
- 身体損害 (dommage) は、被害者の偶然的素質が損害をもたらす行為が生じたときにすでに有害の結果を有していないかぎり、その被害者の素質 (predispositions) を考慮することなしに評価されなければならない。
- 1379-3 条
- 第1項 職業的利益の損失や、物的維持または他者による援助の損失の名の下に支払われるべき賠償は、とくに理由を付した反対の判決を除き、スライド式定期金 (rente indexée) の方法で行われる。裁判官は指数の選択の自由を有する。
- 第2項 裁判官は、定期性と改定の条件について明示的に明確にするという条件の下で、現時点からすでに、定期金が損害 (dommage) の減少または拡大の場合に改訂されることを想定することができる。
- 1379-4 条
- 身体の完全性に対する侵害により生じた損害 (préjudice) の被害者に、後掲する制限列挙された給付を支払った第三者支払人 (tiers payeurs) は、賠償義務者またはその保険業者に対して、被害者の権利の割当てにより代位の訴え (recours subrogatoire) を行使する。

1379-5 条

以下の給付が損害をもたらした行為 (fait dommageable) と直接的な関係がある場合、以下の給付について訴求する権利を付与する。

1. 社会保障についての義務的な制度を管理する組織、施設、機関や、農地法 (code rural) 1106-9 条, 1234-8 条, 1234-20 条に言及されている者により支払われた給付；
2. 国家、その他の一定の公法人の民事賠償に関する訴えについての 1959 年 1 月 7 日のオールドナンス n° 59-76 § II 第 1 条に列挙されている給付；
3. 医療処置やリハビリテーションの処置費用の支払いに充てられた金額；
4. 損害 (dommage) をもたらした事件の結果として生じた不労働期間中に雇用者により支給が継続されている賃金や賃金に付随するもの；
5. 共済法 (code de la mutualité) に定める共済団体、社会保障法、農地法に定める福利厚生施設、保険法に定める保険会社により支払われた患者に対する日々の手当や廃疾給付

1379-6 条

第 1 項 契約においてあらかじめ決めていた場合、被害者に事故の賠償金について前払金を支払った保険業者の代位の訴えは、1379-4 条で定める第三者支払人による弁済の後、残余未払金の範囲で、賠償義務者に対して行使することができる。その者は、必要があれば、債権を示すために法によ

り第三者支払人に付与される期間内に行使しなければならない。

第 2 項 契約であらかじめ定められている賠償金の給付の償還のために、人に対する侵害によりもたらされる損害 (préjudice) の賠償を保証する保険契約において、保険業者は責任のある第三者に対する契約当事者のまたは権利を有する者の権利に代位することができる。あらかじめ定められている要素に応じて計算されるとしても、被った損害 (préjudice) について評価され、かつ、それぞれの計算と割り当て方式にしたがう場合、給付は賠償的性格を有するものとみなされる。

1379-7 条

第三者支払人による代位の申立は、第三者支払人の給付により償うことに寄与した損害 (préjudice) の請求項目を賠償する義務者が負担する賠償金の部分の範囲内において項目ごとに行使される。これらの訴えは、裁判官が機会の喪失のみ賠償を認める場合であっても、同じ条件で行使される。

1379-8 条

第 1 項 1379-5 条で言及される給付を除いて、法定の、または合意による、または定款による債務の名において被害者の利益に資するいかなる支払いも賠償義務者またはその保険者に対する訴権を付与しない。

第 2 項 1379 条から 1379-8 条の規定に反する条項は書かれていないものとみな

す。ただし、条項が被害者に有利な場合は除く。

の損失による損害の賠償を請求する権利を有する。

§ 2 物に対する侵害により生じた損害 (préjudice) の賠償に関する特別規定

§ 3 金銭の支払いの遅滞により生じる損害 (préjudice) の賠償に関する特別規定
1381 条 (= 現行法 1153 条の文言修正, 内容削除)

1380 条

第 1 項 物が消滅または毀損した場合、それが老朽化を原因とするものでなければ、被害者は、物の代替または修理が認められつつ、賠償の権利を有する。当該賠償に固有の不確定的な値上がりは考慮しない。

第 1 項 金銭の支払いの遅滞による損害 (préjudice) の賠償は、法定利率による利息の支払いによる。

第 2 項 しかし、賠償の額が代替の費用よりも高い場合、被害者は後者のみ請求することができる。

第 2 項 この損害賠償は、債権者が何らかの損失を証明することがなくても支払われる。損害賠償は、法が当然に計算する場合を除いて、付遅滞の日を待たなければ支払われない。

1380-1 条

物が修補も代替もできない場合、被害者は判決時において推算されるその物の損害を受ける前の状態における価値を請求する権利を有する。加害者は物を現在における状態において加害者に返還することを請求することができる。売買される予定であった物が、売却される状態ではもはやない場合も同様である。

第 3 項 遅滞にある債務者がその他の損害 (préjudice) をもたらした場合、債権者は債権の遅延利息とは区別して損害賠償を取得することができる。

第 3 款 損害賠償に関する約定 (convention)

§ 1 損害賠償を排除または制限する約定
1382 条

損害賠償を排除または制限する目的をもつ約定は、契約に関することであろうと契約外に関することであろうと原則として有効である。

1380-2 条

第 1 項 修補にもかかわらず、物がその価値の一部を喪失した場合、被害者は価値減少についての賠償を請求する権利を有する。

1382-1 条

身体的損害について責任を負う者は、その賠償を排除することも制限することもできない。

第 2 項 被害者は、そのほかに、収益 (jouissance) の剥奪による、さらに必要の場合は開発 (exploitation)

1382-2 条

第 1 項 契約当事者の一方は、詐欺的

(dolosive) な、または重大 (lourde) なフォートにより、あるいは、本質的債務 (obligations essentielles) の一つを懈怠したことにより、相手方当事者にもたらした損害の賠償を排除または制限することができない。

第2項 実在し、確定し、かつ明確に約束されている反対給付がない場合、職業人は被職業人あるいは消費者に生じた契約的損害の賠償義務を排除または制限することができない。

1382-3 条

契約に関することで損害賠償の排除または制限条項を対抗された当事者は、契約の成立前にその条項を熟知できていなければならない。

1382-4 条

第1項 契約外に関することでは、フォートによる損害の賠償にのみ賠償を排除または制限することができる。

第2項 その他の場合において約定は、それを援用した当事者が被害者において約定を明確に承諾したことを証明しなければ、効力を生じない。

§ 2 一括 (forfaitaire) 賠償の約定および違約条項 (clause pénale)

1383 条

第1項 当事者が事前に支払われる損害賠償額を定めている場合で、それが明らかに過大であるとき、裁判官は、職権であっても約定の制裁を緩和することができる。

第2項 裁判官は、契約における債務者を履行に拘束させることを目的とする条項に対しても同様の権限を行使できる。

第3項 義務 (engagement) が部分的に履行された場合、裁判官により、職権であっても、前項の適用を妨げることなく、約定の制裁を部分的履行が債権者にもたらした利益の割合に応じて縮減することができる。

第4項 あらゆる反対の約束は書かれていないものとみなす。

第4款 責任の訴えの時効

1384 条

民事責任の訴権は、損害の発生または損害の拡大 (aggravation) から10年で時効により消滅する。身体損害の場合は、固定した日 (date de la consolidation) を考慮しない。

第4節 責任 (responsabilité) または賠償 (indemnisation) に関する特別制度の一般原則

第1款 交通事故被害者の賠償

1385 条

第1項 自動車とその付属車両あるいは被牽引車両を含めた交通事故の被害者は、その交通手段が契約に基づき運転されていたとしても運転者または該当する交通手段の保管者から、その事故による損害の賠償を受ける。

第2項 静止した乗り物の利用で移動を除いた機能により生じた事故は交通事故に該当しない。

第3項 複合した事故の場合、どのような資格であれ事故の突発に関わった各乗り物は、その事故の関与に含む。

第4項 一つの乗り物が事故に関与した場合であっても、すべての被害者は、賠償義務者のうちの一人に対して賠償を請求できる。そこには保管者が運転者に対するもの、または、運転者が保管者に対するものを含む。

1385-1 条

被害者は、偶発的な事故の場合または第三者の行為による場合、それらが不可抗力の性質を有するものであっても、抗弁事由とされることはない。

1385-2 条

第1項 被害者自身に許し難いフォートがあり、それが事故の唯一の原因である場合を除き、被害者自身のフォートを理由とした被害者に対する異議が申し立てられることなく、被害者はその身体への侵襲により生じた損害 (préjudice) の賠償を受ける。

第2項 ただし、前項の場合において、被害者が自身が被った損害を意図的に探求する場合、被害者の身体への侵襲により生じた損害 (préjudice) を被害者は事故の加害者から賠償されない。

1385-3 条

第1項 被害者によりなされたフォートは、被害者の物に対する侵襲により生じた損害 (préjudice) の賠償を制限ま

たは排除する効果を持つ。賠償の排除はフォートの重大性を考慮して特別に正当化されなければならない。

第2項 処方箋 (prescription médicale) に基づき交付された器具は、身体への侵襲に対する賠償について適用される規定にしたがって賠償される。

第3項 自動車の運転手が所有者ではない場合、その運転手によるフォートは、その乗り物を原因とする損害の賠償にあたって、所有者に対して対抗することができる。所有者は運転手に対して償還請求することができる。

1385-4 条

第1項 間接的被害者の損害 (prejudice) は、直接的被害者に対抗できる制限又は免責を考慮して賠償される。

第2項 間接的被害者のフォートは、1385-2 条と 1385-3 条に定める要件の下で、間接被害者に対して対抗することができる。

1385-5 条

第1項 複数の賠償義務者は被害者に対して連帯して責任を負う。

第2項 一般法を根拠に交通事故に対して第三者が責任を負う場合、それらの者も同様に連帯して責任を負う。

第3項 交通事故に巻き込まれたエンジンによる陸上の交通手段の運転手または管理者は、一般法に基づいて、他の事故に巻き込まれた乗り物の運転手または管理者に対して、あるいは、事故について責任のある第三者に対

して、代位訴訟を提起することができる。同様に、一般法に基づいた交通事故の責任者は、事故に巻き込まれた乗り物の運転手または管理者に対して代位訴訟を提起することができる。

第3項 損害賠償債務の分担は、1378条と1378-1条の規定に基づき定められる。

第2款 欠陥製品による責任

1386条から1386-17条⁽¹⁾

第3編

第20章 時効と占有⁽²⁾

第1節 一般規定

2234条 (=旧法2219条) 時効は、法により定められた要件のもと、一定の期間により取得または免れる方法である。

2235条

第1項 既得の時効を放棄することができる。

第2項 消滅時効の期間は、当事者またはその法定代理人による合意により、短縮または延長することができる。ただし、期間を1年以内に短縮または10年以上に延長することはできない。

2236条

時効の放棄は明示または黙示である。黙示による放棄は取得した権利の放棄と解される事実により生じる。

2237条

放棄することができない者は、既得の時効を放棄することはできない。

2238条

裁判官は、時効が公序良俗に資するものであったとしても、時効により発生する手段を職権で代行することができない。

2239条

時効は、控訴院においてであっても、是非に主張することができる。ただし、時効の手段を主張しない当事者が、諸般の事情から、時効を黙示に放棄したと推定される場合を除く。

2240条

時効が完成することについて利益を持つ債権者またはその他の者は、債務者または所有者が時効を放棄するとしても、時効を申立てまたは援用することができる。

2241条

取引の対象とならない物は、あらゆる時効から免れる。

2242条

国家、地方自治体、公の施設は、私人と同様の時効に服し、同様に時効の申立てまたは援用をすることができる。

第2節 占有 (possession)

2243条 =旧法2228条

2244条 =旧法2229条

2245 条 = 旧法 2230 条

2256 条 = 旧法 2241 条

2246 条 = 旧法 2231 条

第 4 節 時効期間を中断 (interrompre) する
または停止 (suspendre) する事由

2247 条 = 旧法 2232 条

第 1 款 時効を中断する事由

2248 条 = 旧法 2233 条

2257 条 = 旧法 2242 条

2249 条 = 旧法 2234 条

2258 条 = 旧法 2243 条

2250 条 (下記試訳の「無償」*gratuit* が、旧法では「営利」*lucratif* となっている)

2259 条 (旧法 2248 条と同じ内容)

時効を補完するためには、包括または特定であろうと、有償または無償であろうと、何らかの方法で承継した前主の占有を、自己の占有に加えることができる。

債務者または占有者が、黙示にせよ、時効を主張する相手の権利を承認する場合に法定中断が生じる。

第 3 節 時効障碍事由

2260 条 (旧法 2244 条の修正)

2251 条 (旧法 2236 条と同様の規定であるが、異なるところは、第二項で現行法では *fermier* (小作人) と列挙されているところ、カタラ草案では賃借人 (*lacataire*) とされている点である。)

時効は催告 (*commandement*) や差押え (*saisie*) といった執行行為 (*acte d'exécution*) により同様に中断する。

2261 条

中断は時効を消去する。中断は元の時効期間と同じ新たな時効の起算をさせる。

2252 条 = 旧法 2237 条

第 2 款 時効期間および時効期間の停止事由

2253 条 = 旧法 2238 条

2262 条 時効は債権者が訴えを提起することができる日を起算点として持つ。

2254 条 (旧法 2239 条と同様の規定であるが、異なるところは、現行法では *fermier* (小作人) と列挙されているところ、カタラ草案では賃借人 (*lacataire*) とされている点である。)

2263 条 (= 旧法 2254 条の文言について若干の変更がある)

2264 条

第 1 項 当事者が信義に基づき交渉している間、時効は進行しないか、または、停止される。

2255 条 = 旧法 2240 条 (文言の修正がある)

第2項 債務者が債権の存在または範囲を失念している間も同様である。

2265 条

時効の停止は、すでに経過した期間を消すことなく一時的に時効の進行を止める。

2266 条

第1項 時効は、法、合意、あるいは不可抗力によりもたらされる障害により、訴えることが不可能な状態にないあらゆる人に対して進行する。

第2項 不可抗力は、それが一時的である場合、時効期間の満了前6ヶ月の間に発生したものでない限り停止事由にならない。

2267 条

時効は訴訟の終了まで停止される。

2268 条

時効は未解放の未成年者や後見に付されている成年者に対して進行しない。

2269 条 = 旧法 2253 条

2270 条

時効は同様に、相続財産上の債権について限定承認相続人に対して停止する。

2271 条 (下述の第1項は旧法 2258 条第2項である。)

第1項 しかし、相続権を主張する者がいない相続財産に対しては、相続財産管理人の存否にかかわらず時効は進行

する。

第2項 相続選択権を行使するための期間の間も、時効は進行する。

第5節 時効に要する期間

第1款 一般規定

2272 条 = 旧法 2260 条

2273 条 = 旧法 2261 条

2274 条 (旧法 2262 条では30年とされている)

当該時効を主張する者が証書を提出することを義務づけられない、あるいは、その者に不誠実を理由とした抗弁を対抗できないとしても、すべての訴権は3年で時効となる。

第2款 特殊な時効

2275 条

ただし、以下の場合、時効は10年とする：

1. 身体損害 (préjudice) の、または、残忍な行為 (actes de barbarie) によるあらゆる損害賠償を目的とする民事責任の訴権；
2. 絶対的無効の訴権；
裁判により、または、そのほかの執行証書 (titre exécutoire) により確定された権利に関する訴権
3. 1792 条から 1792-2 条で定められる仕事を請け負った請負人の責任または担保に関する訴権。

2276 条

第1項 不動産の所有権は10年の占有により取得する。

第2項 変則：不動産の所有権は20年の占有により取得する。ただし、占有者が善意でかつ正当な権限に基づき取得した場合、この期間は10年に短縮される。

2277 条

第1項 本章において定められている規定は、新民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、本法第1編、第3編の第1章と第5章、商法の第5編と第6編、言論出版の自由に関する1881年7月29日の法、フランスが批准した国際条約、ヨーロッパ共同体の諸規定を害することなく適用される。

第2項 6ヶ月と同等かそれ以内の期間に訴えの申し立て、もしくは、権利の行使がなされなければならない、徒過し権利を喪失(déchéance)する場合は、本章において定められている規定は、もはや適用されない。

第3款 消滅時効の最長期間(délai maximum)

2278 条

第1項 ただし、時効の制約にかからない人類に対する罪(crime contre l'humanité)に関することを除き、債務を生じさせる行為(le fait générateur de l'obligation)のあと、その債務の目的、起算点、中断事由、時効停止、期間を修正する合意がどのようなものであれあらゆる訴えは

10年の時効にかかる。

第2項 身体に対する、あるいは、野蛮行為または環境への侵襲により生じた損害(préjudice)の賠償を目的とする民事責任の訴えについては、この期間は30年である。

第4款 動産の占有

2279 条 =旧法 2279 条

2280 条 =旧法 2280 条

第5款 過渡的な権利(droit transitoire)

2281 条

第1項 時効期間を延ばす法は、既得の時効に影響を及ぼさない。同法はその法が施行された期日に訴権が時効にかからない場合に適用される。

第2項 法が時効期間を縮めた場合、時効は法が施行された期日を起算点として時効が開始する。ただし、全体の期間が旧法により定められていた期間を超えることは許されない。

注

(1) 現行法の1386-1条から1386-18条は1386条から1386-17条となるとし、内容、文言ともに変わらず、条文番号のみ変更する。

(2) 訳出にあたって、金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』(別冊 NBL122号平成20年)を参考にした。